

【市長あいさつ（要旨）】

本日の案件は、令和3年小牧市議会第4回定例会の提出予定議案である。上程議案数は条例案12件、一般議案7件、専決処分承認案2件、補正予算案11件、人事案2件、諮問1件の合計35件を予定している。

その後、セグメント配信（LINE）の試験運用開始について発表する。

■説明要旨

【令和3年小牧市議会第4回定例会提出議案について】

〔条例案〕

《小牧市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について》

消防職員の定数を6人増員し、その定数の適正化を図るものである。

《小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について》

長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る認定申請手数料のうち、住宅の新築に係るものであって、登録住宅性能評価機関が設計住宅性能評価書を交付した場合の手数料等を廃止するものである。

《小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定について》

建築物等及び空き地の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市内にある建築物等及び空き地が管理不全な状態となることを防止し、並びに市民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とするものである。

《小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

災害廃棄物処理施設を設置しようとする場合に行う生活環境影響調査の縦覧等の手続を定めるものである。

《小牧市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について》

健康保険法施行令の改正に準じ、出産育児一時金の支給額を変更するも

のである。

《小牧市青年の家の設置及び管理に関する条例の制定について》

小牧市青年の家の設置及び管理について必要な事項を定めるもので、共同生活を通じ、規律、協同及び友愛の精神の涵養を図り、心身ともに健全な青年の育成を図ることを目的として、青年の家を小牧市堀の内一丁目2番地に設置し、青年の家の管理を指定管理者に行わせることとし、施設の管理に必要な事項などを定めるものである。

《小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について》

小牧市青年の家等を廃止するものである。

《小牧市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

小牧市立一色保育園を廃止するものである。

《小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、電磁的記録により行う記録、作成等について定めるものである。

《小牧市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

病院事業管理者が指定する駐車場の利用時間が1時間以内の者の料金を無料とするなど、駐車場の料金を見直すものである。

《小牧市創垂館の設置及び管理に関する条例の制定について》

小牧市創垂館の設置及び管理について必要な事項を定めるもので、小牧山の歴史を物語る歴史的建造物としての価値及び特徴を後世に伝え、もって市民文化の向上を図るため、小牧市創垂館を小牧市堀の内一丁目2番地に設置し、創垂館の管理を指定管理者に行わせることとし、施設の管理に

必要な事項などを定めるものである。

[一般議案]

《事故に係る損害賠償の額の決定について》

小牧市民病院における事故に係る損害賠償の額を2,509万4,961円と決定するものである。

《小牧市南部コミュニティセンターの指定管理者の指定について》

《小牧市小牧南児童館の指定管理者の指定について》

S h o P r o・小牧ビルサービスグループを令和4年4月1日から5年間指定するものである。

《小牧市大城児童館の指定管理者の指定について》

特定非営利活動法人10人村を令和4年4月1日から5年間指定するものである。

《区域外の公の施設の設置について》

大口町公共下水道の整備にあたり、本市区域内に下水道施設を設置するものである。

《小牧市道路線の廃止について》

既認定路線を整理するため、中央道側道西2号線を廃止するものである。

《小牧市道路線の認定について》

市民の利便を増進するため、中央道側道西2号線ほか1路線を認定するものである。

[専決処分承認案]

2議案とも、国において早期に実施する方針が示されたことを受けて、速やかに手続を進めるため専決処分を行ったものである。

《専決処分の承認について》

11月17日付の令和3年度小牧市一般会計補正予算（第7号）の専決処分

について、議会の承認を求めようとするものである。補正前の額に8億2,120万5,000円を追加した結果、604億8,610万9,000円となった。

令和3年12月から開始する3回目の新型コロナウイルスワクチン接種及び接種記録、いわゆるワクチンパスポート発行に係る経費を計上するものである。

《専決処分の承認について》

11月19日付の令和3年度小牧市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、議会の承認を求めようとするものである。補正前の額に12億5,957万9,000円を追加した結果、617億4,568万8,000円となった。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化している中で、18歳以下の子ども1人につき5万円の現金給付を行うものである。

【補正予算案】

一般会計では、補正前の額に10億7,163万7,000円を追加し、628億1,732万5,000円とするものである。特別会計では、国民健康保険事業特別会計をはじめ7会計で2億4,885万8,000円を追加し、264億3,727万5,000円とするものである。病院事業会計では、収益的収入で5億8,619万5,000円を増額し、233億9,804万9,000円とし、収益的支出で6億1,840万6,000円を増額し、251億5,045万2,000円とするものである。資本的支出では、7万9,000円を増額し、41億3,950万5,000円とするものである。水道事業会計では、収益的支出で1,711万9,000円を減額し、27億7,028万3,000円とするものである。資本的支出では、206万円を減額し、22億6,626万9,000円とするものである。下水道事業会計では、収益的支出で356万1,000円を減額し、31億377万7,000円とするものである。資本的支出では、291万8,000円を減額し、18億1,944万6,000円とするものである。

《令和3年度小牧市一般会計補正予算（第9号）》

＜歳出＞

「コンビニエンスストア証明書等交付システム修正委託料」

コンビニにおける各種証明書交付手数料の引上げに伴い、システム修正に必要な経費を計上するものである。

「環境事業基金積立金」

日本ガイシ株式会社から社内環境活動の取組みによる寄附があったため、環境事業基金に積み立てるものである。

「返還金」

地域生活支援事業費等補助金等、子ども・子育て支援交付金等、保育対策総合支援事業費補助金等、妊娠・出産包括支援事業補助金、子育て支援施設等利用給付費負担金は、全て令和2年度の精算に基づくものである。

「介護給付事業」「訓練等給付事業」「児童発達支援等給付費」

当初の見込みより利用人数や利用日数などが増加していることから増額するものである。

「障害者交通費補助金」

ガソリン券による助成について燃料価格が高騰していることから増額するものである。

「食の自立支援事業委託料」

当初の見込みよりも配食の利用者が増加していることから増額するものである。

「児童手当支給事業」

児童手当法の改正に伴う受給者への周知及び関連するシステム修正に必要な経費を計上するものである。

「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」

当初の見込みよりも給付対象者が増加していることから増額するものである。

「生活保護費」

各種扶助費が当初の見込み以上に増加しているため増額するものである。

「住居確保給付金」

受給期間の延長等に伴い、当初の見込みよりも支給件数が増加していることから増額するものである。

「こまき応援寄附金推進事業」

寄附額を当初の8億円から14億2,000万円と見込んだことにより、お礼の品等に係る経費を増額するものである。

「こまき応援寄附金関係の基金積立金について」

寄附見込みの増額に合わせて各種基金に積み立てるため増額するものである。

「消耗品費（中学校情報システム管理事業）」

生徒用に導入したタブレット端末について活用が進む中、落下に伴う故障が多く発生していることから、端末用保護カバーを購入するための経費を計上するものである。

「創垂館施設管理事業」

令和4年度からの利用再開に向けて座卓や座椅子、防犯カメラ等の備品等を購入するための経費を計上するものである。

「人件費」

人事異動等に伴う調整などによる減額、退職者の増に伴う退職手当の増額などである。

< 債務負担行為補正 >

「ハラスメント相談窓口業務委託事業」

令和4年度より新たなハラスメント相談体制を外部委託により設置するにあたり、プロポーザルにより業者を選定し、支障なく業務を進めるため設定するものである。

「まなび創造館窓口業務等委託事業」「スポーツ広場管理運営委託事業」「こども未来館受付業務委託事業」「こども未来館講座開催委託事業」「休日急病診療所医療事務委託事業」「がん検診二重読影事務委託事業」

業務を委託するにあたり、その受託者の準備期間を確保しようとするものである。

「南部コミュニティセンター管理運営委託事業」「大城児童館管理運営委託事業」「小牧南児童館管理運営委託事業」

指定管理者の指定をするにあたり、指定期間が複数年度にわたるため、その間の指定管理者への委託料の支出が見込まれるため設定するものである。

「道路側溝補修事業」「道路舗装新設事業」「道路側溝新設事業」「小針川整備事業」「河川水路整備事業」

公共工事の発注時期を平準化し、建設業者の経営の効率化や安定化、競争性の向上などのため設定するものである。

《令和3年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

＜歳出＞

「返還金」

令和2年度の精算に基づくものである。

《令和3年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）》

《令和3年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）》

《令和3年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）》

《令和3年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）》

人件費の補正である。

《令和3年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

＜歳出＞

「地域密着型介護サービス給付費」「高額介護サービス費」

当初の見込みより利用が増加していることから増額するものである。

「返還金」

令和2年度の精算に基づくもの及び人件費の補正である。

《令和3年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》

＜歳出＞

「保険料等負担金」

令和2年度分の保険料確定に伴う増額である。

《令和3年度小牧市病院事業会計補正予算（第2号）》

＜収益的収入＞

入院収益及び外来収益の増額と医療事故損害賠償金の支払いに伴う損害保険会社からの損害賠償保険金の増額である。

＜収益的支出＞

材料費の増額、人件費の減額及び医療事故による損害賠償金等の増額などである。

＜資本的支出＞

人件費の増額である。

＜債務負担行為＞

「物品管理業務委託事業」

令和4年10月から医薬物品の在庫、購買等を一元管理する業務を委託するにあたり、その受託者の事前準備期間が必要であることから設定するものである。

《令和3年度小牧市水道事業会計補正予算（第1号）》

《令和3年度小牧市下水道事業会計補正予算（第1号）》

人件費の補正である。

[人事案]

《小牧市公平委員会委員の選任について》

委員 久志本修一氏の任期満了に伴い、後任者に同氏を選任しようとするものである。

《小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について》

委員 小川正見氏の任期満了に伴い、後任者に板津浩平氏を選任しようとするものである。

[諮問]

《人権擁護委員候補者の推薦について》

委員 波多野憲二氏の任期満了に伴い、後任候補者に稲山昌敏氏を推薦しようとするものである。

【その他発表】

【使用料及び手数料等の一部改正について】

本市では、行政サービスの使用料・手数料等を定期的に見直すこととしており、前回見直しを行った平成29年度から4年経過したことから、今年度において検討を行い、必要な見直しを行うものである。

見直しを行うもののうち、条例改正が必要となるものについては、議案第96号の「小牧市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の制定について」において提案をすることとしている。

これらの見直しは、令和4年4月1日から施行する予定である。

▼主な見直し内容

- 1) 住民票の写しの交付手数料や税関係の証明手数料などの引上げを行う。近隣自治体の状況や発行業務に係る経費などを踏まえ、現行200円としている各種手数料を300円とするものである。また、これに合わせてコンビニ交付の手数料を窓口交付の半額の150円とする。
- 2) 骨粗しょう症検診受診料及び肺炎球菌ワクチン予防接種接種料の引下げを行う。自己負担割合や近隣自治体の状況などを踏まえ、骨粗しょう症検診受診料を700円から500円に、肺炎球菌ワクチン予防接種接種料を2,500円から2,000円に引き下げる。
- 3) 動物の死体処理手数料の引上げを行う。近隣自治体の状況などを踏まえ、収集料金を2,140円から3,200円に、持込料金を1,600円から2,200に引き上げる。
- 4) 施設使用料の見直しを行う。具体的には、勤労センターの宿泊料金の引上げや市民球場の平日料金の引上げ及び土日祝日料金の設定を行う。

【生徒用タブレット端末保護カバーの購入について】

補正予算で購入を予定しているのは、令和2年度に整備した中学校生徒1人1台タブレット端末の本体に装着する保護カバー（3,082個）である。この保護カバーは、タブレット端末の外側に取り付け、落下等の衝撃を吸収して破損を防ぐものである。カバーを装着した状態でもスタンド機能やキーボードが使用でき、手に持つての操作や持ち運びがしやすいようハンドベルトもついている。

中学校の生徒用タブレット端末については、令和2年11月から授業での活用を始めたが、活用が進むにつれ故障が多く発生している状況である。令和3年4月から10月末の7か月間で132台の故障が発生しており、故障原因の約7割、93件が教室移動中・授業中の落下によるものである。生徒には、タブレット端末を配付したときだけでなく、授業中も適宜使用上の注意事項などを指導しているが、それでも授業中にタブレット端末を誤って机から落としてしまうといった事例が報告されている。

故障した場合には、各校10台程度の予備機を確保しており、応急的に貸与して対応している。修理は故障の程度にもよるが、5か月から6か月程度要する場合もある。また、予備機は主に本年9月から開始した授業のオンライン配信用にも活用しており、各校10台あっても十分に足りているとは言えない状況である。

今後は家庭への持ち帰り及び校外学習など、タブレット端末を校外に持ち出して利用する学習活動がますます広がっていくと考えられる。そのため、落下等による故障を減らし、生徒が授業等でタブレット端末を使用できる環境を維持するため、タブレット端末保護カバーを購入する。

なお、小学生用タブレット端末のiPadには、キーボードと一体型の画面カバーを整備しているので、今回購入を予定しているのは中学生用のみとなる。

【セグメント配信（LINE）の試験運用開始について】

市政情報発信ツールとして平成28年1月から活用している市の公式LINEで、新たにセグメント配信を開始する。

これまで市公式LINEでの情報提供については、登録者に一斉送信の機能しかなく、全員に同じメッセージをお届けしていた。今回このセグメント配信を始めると、事前に登録した欲しい情報だけが手元に届くようになり、一人一人のニーズに合わせた情報提供が可能となる。

本市のLINE登録者は、現在約5万4,000人と県内自治体の中でもトップクラスとなっている。新型コロナの感染が広がり始めた昨年の4月から、市内の新型コロナ感染者情報をLINEでいち早くタイムリーに情報提供したことで登録者数が増え、さらにワクチン接種予約をLINEでも可能にしたことで登録がさらに増えてきた。

これまで新型コロナ関連情報を中心に発信してきたが、多くの市民が既

にワクチン接種済みとなり、感染状況も落ち着いてきた現在では、新型コロナ情報が不要となった方も増えているようで、メッセージを送るたびに一定数の方が配信をブロックするという傾向が出てきている。そこで、ブロックを回避するため、このセグメント配信システムの導入を決めた。

セグメント配信とは、年齢や性別、居住エリア、そして受信したい情報を問うアンケートを事前に行い、そのセグメントの該当者に関連する情報を配信するというものである。欲しい情報だけが登録者に渡り、配信者にとっても届けたい対象者にピンポイントで情報を届けることができるということがメリットで、今月30日から試験運用開始を予定している。

受信設定の方法としては、メインメニューの右下にある受信設定ボタンを押すと、「設定を開始しますか？」と聞かれるので、「はい」を選択する。その後、年齢が10歳刻みで質問されるので、該当する年齢を選択する。そして性別やお住まいの地区が質問されたら、同様に該当するところを選択していく。各項目に回答後、「受信する情報を選択します」と表示される。ここで「個別設定」を選択すると、セグメントごとに、具体的は「市政」、「まつり／イベント」、「文化／スポーツ」、「こども／子育て」、「ごみ／環境」、「健康／福祉」、「くらし／防犯／防災」、「事業者向け」、そして「新型コロナウイルス」の順に現在のところ合計9つの分野が選べるようになっており、この情報を受信する、または受信しないよう設定することが可能である。

なお、「受信する情報を選択します」画面で一括設定を選択すれば、各項目を一度に全て設定することができる。

本市では、このLINEという情報ツールを重要な情報インフラと捉えている。今回このセグメント配信の試験運用を通して、新規登録者数やブロック数などの推移を確認する中で、今後の取組をさらに検討してまいりたいと考えている。

【補足説明：小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例の制定について】

空き家関係については全国的にも高齢化が進む中で今後大きな課題になっていくと言われている。小牧市においても全国平均よりはまだ少ないが、少しずつ空き家が増加傾向にある。平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家法が制定をされ全面施行されているが、小

牧市においても平成29年の3月に小牧市空家等対策計画を策定して、空家等対策を進めている。

こうした中で、国の空家法だけで対応できないものについて、それぞれの自治体で上乘せや横出しの条例、いわゆる空家条例を制定する動きがここ数年あったが、小牧市においても、この国の空家法に定めるほかに、空家等の適切な管理に関して必要な事項を定める条例の制定を検討してきた。いろいろ議論をしていく中で、居住の有無に関わらず、地域の中で周辺住民の生活環境に深刻な影響を与えるような、いわゆる「ごみ屋敷」とか雑草の繁茂、軒下にスズメバチの巣があるなど、いろいろな状況がある。そういった建築物、空き地も含めて対応が必要ということで、全ての土地建物を対象に、オールインワンの形で適切な管理に関する条例を制定しようという議論をし、今回提出に至った。全国的にこういう形の条例というのはあまりないと思っている。

本市にもいくつか事例があり、例えばスズメバチが飛んでいて何とか巣を除去してほしいという相談があっても、市も、あるいは警察と相談しても、やはり地権者の同意がないと立ち入れないということで、対応が難しかった。こういったことについても、緊急安全措置等で対応できるような形になる。あるいは、いわゆる「ごみ屋敷」等でも、最終的に行政代執行等もできるようになる。これまでの市の状況を見ても、今後必要な条例であるということで制定することにした。